

代行制度について

代行制度の創設経緯①

1. 議論の契機

- 昭和40年の厚生年金の大幅な給付改善(いわゆる「1万円年金」)に際し、これに伴う保険料引き上げに反対する事業主側が国に納める保険料の一部に退職金原資を加えて自主的に運用する仕組みを提案。(企業年金と厚生年金の負担の重複を調整する「調整年金」構想)

2. 社会保険審議会における審議

(1) 厚生年金保険部会(昭和38年1月～8月)

- 調整年金制度をめぐって労使の意見が対立し、部会長提案により、企業年金との調整問題について、特別の研究会を設置することとなった。

(2) 厚生年金保険部会研究会(昭和38年9月～10月)

- 研究会においては、調整の具体的な方法を検討。

「厚生年金保険部会研究メモ」として取りまとめられ、具体的な方法として「適用除外方式」と「代行方式」が提案された。

適用除外: 一定の要件を満たす企業年金が設立された場合、機能の類似する公的年金の適用をその企業について除外する方法

代行: 一定の要件を満たす企業年金が設立された場合、当該企業に公的年金の一部を代行させる方法

代行制度の創設経緯②

(3) 厚生年金保険部会(昭和39年1月～4月)

- 代行方式による厚生年金基金制度の創設を盛り込んだ厚生年金保険法の改正案要綱を諮問
- 労使の意見対立は強く、併行答申となった。

〈被保険者側意見〉

調整年金に関しては厚生年金制度の基本に触れる問題でもあり、今後更に慎重に検討することとする。

〈事業主側意見〉

厚生年金の給付内容の大幅改善と、企業年金との調整措置とは不可分の関係にあり、従って本調整措置を前提としない給付改善は認めがたい。

〈公益側意見〉

企業年金との調整問題が、労使間の基本的対立点として終始したことはまことに遺憾。

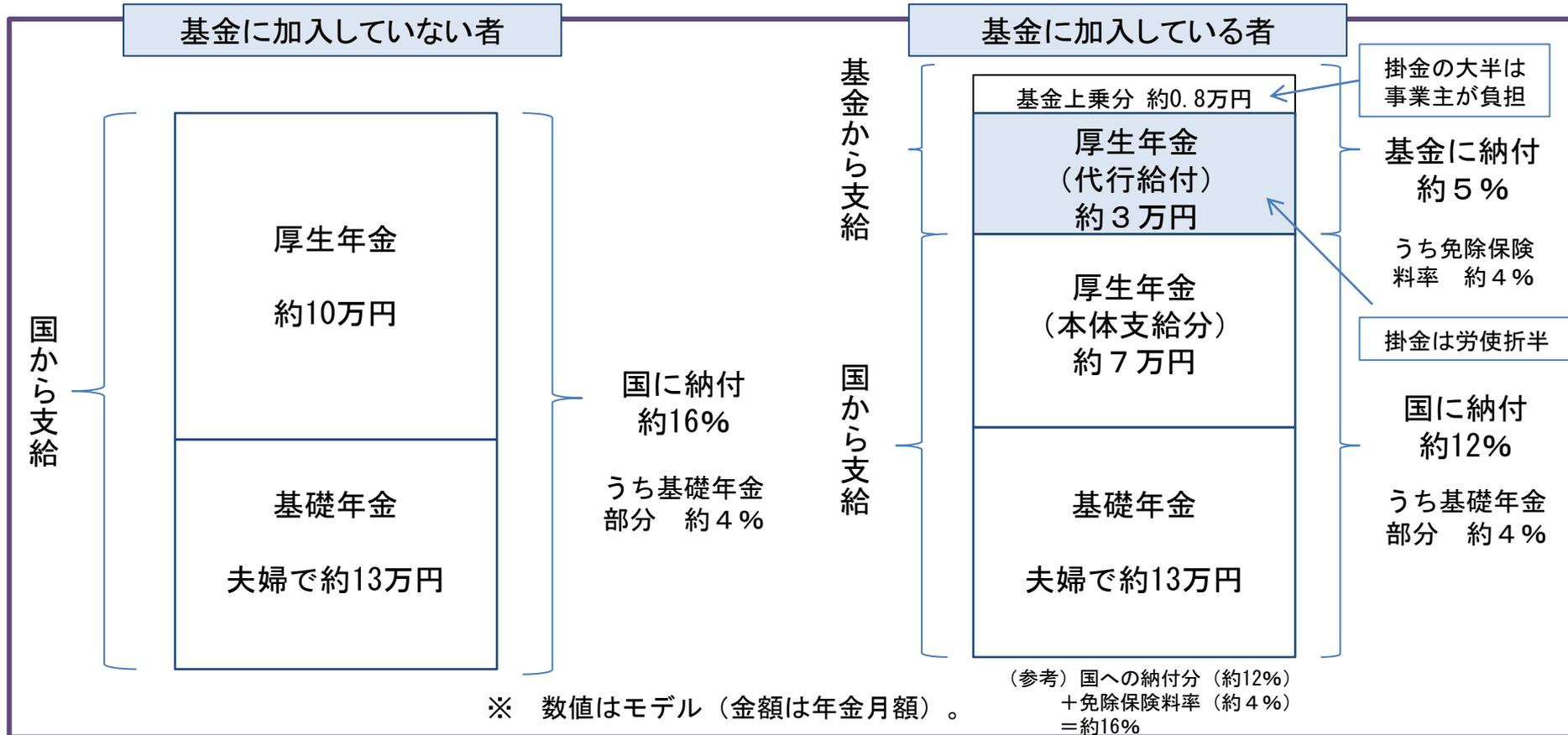
3. 国会審議(昭和39年4月～昭和40年6月)

- 社会保険審議会の答申を経て、昭和39年4月に厚生年金保険法の改正案を閣議決定。
- 昭和40年6月に成立。昭和41年10月に施行。

代行制度の意義・役割と変遷①

1. 代行制度の基本的性格

- 代行制度は、公的年金の一部を、基金という国以外の者が管理・運用する仕組み。
- イギリスの「適用除外」制度とは異なり、公的年金としての性格を持ち続けるため、
 - ・給付設計は厚生年金本体と同じ。代行部分の給付減額はできない
 - ・厚生年金本体と同様、代行部分の保険料(免除保険料)は労使折半
 - ・基金が解散した場合、代行部分の最終的な給付責任は、厚生年金本体が負うという仕組みとなっている。



代行制度の意義・役割と変遷②

2. 代行制度の意義

【平成8年6月「厚生年金基金制度研究会報告書」等】

① 企業年金制度の普及

- ・代行制度は、公的年金である代行部分をベースとすることにより、基金給付の厚みを増すとともに、終身の年金給付という老後の所得保障としての実質を備えた企業年金の普及に大きな役割を果たした。

② 年金資産の効率的運用

- ・代行部分の積立金をプラスアルファ部分の積立金とあわせて市場運用することで、スケールメリットを生かしたより効率的な運用を可能にした。また平成12年度までは厚生年金等の年金積立金は財投預託が義務づけられていたため、基金が公的年金積立金の一部を市場で運用することで、運用の多様化が図られるという側面もあった。

③ 労使参加による基金運営

- ・代行制度が準公的性格を有することから、基金という特別法人がつくられ、労使参加による民主的運営が行われ、基金に対する信頼が得られてきた。

代行制度の意義・役割と変遷③

3. 代行制度の普及を支えた枠組

① 免除保険料率の一律設定

- ・制度創設当初は、免除保険料率が全基金一律に設定されていたため、従業員の年齢構成が若く代行給付を免除保険料率以下で賄える基金は、「代行メリット」を享受することができた。

② 予定利率を上回る運用収益

- ・制度創設当初は予定利率は全基金一律に設定(5.5%)されていたが、予定利率を上回る運用収益(制度創設から20年間は毎年10%程度の運用利回り)があり、この利差益を給付改善等に充てるという「代行メリット」もあった。

③ 税制上の優遇措置

- ・代行制度の公的性格により、適格退職年金よりも優遇された税制上の措置が講じられた。

代行制度の意義・役割と変遷④

4. 代行制度の普及を支えた枠組の変化

① 免除保険料率の個別化(「代行メリット」の消失)

- ・基金数の増加に伴い、各基金の加入員の年齢構成が多様化し、免除保険料率では代行給付を賄えない基金が現れる一方、企業年金を持たない厚生年金被保険者等との公平性の観点から「代行メリット」への批判が高まり、免除保険料率を各基金の代行コストに応じて設定する「個別化」が平成8年度から実施された。

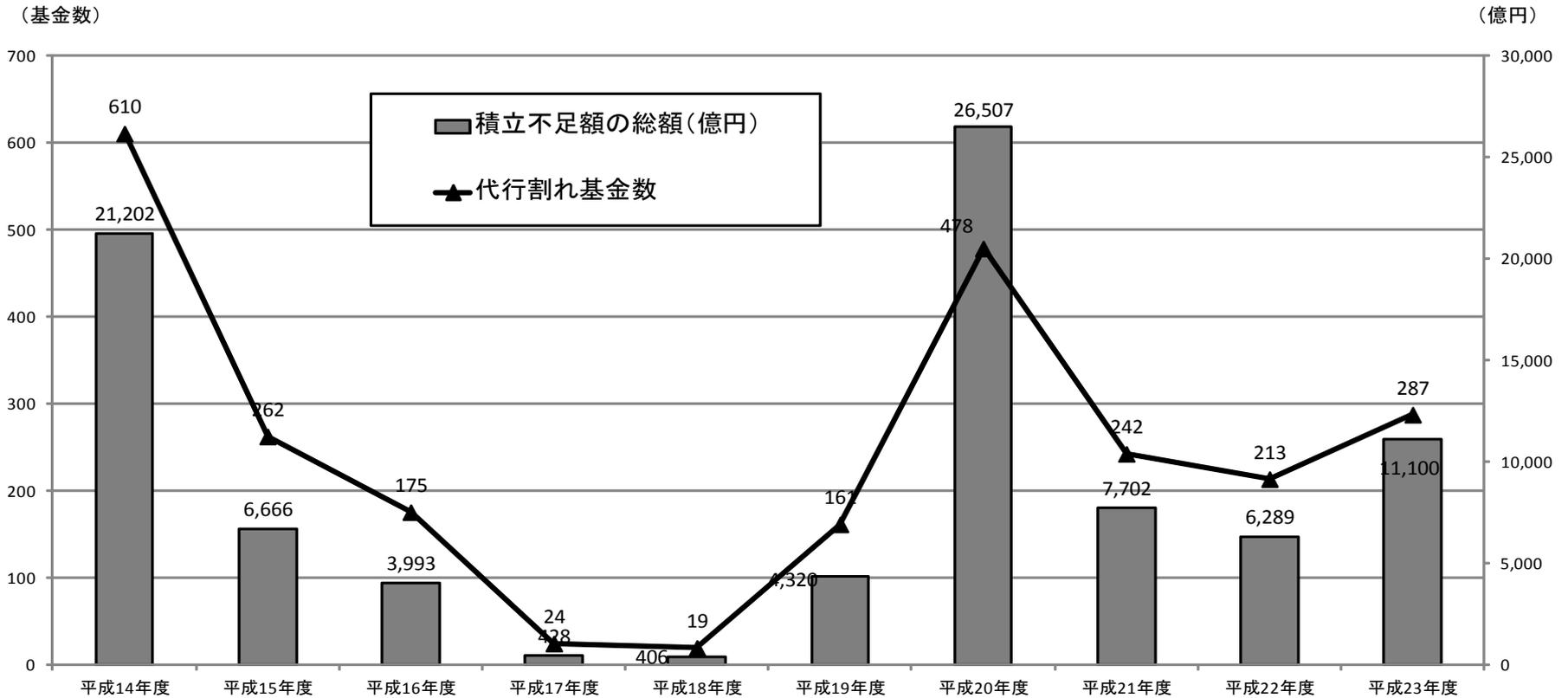
② 積立不足の発生(「代行デメリット」の発生)

- ・いわゆる「平成バブルの崩壊」後、経済・金融情勢は急速に悪化し、運用実績が予定利率を下回り利差損が発生するようになった。
- ・また、平均寿命の伸長(死亡率改善)による代行給付費の過去期間分の増加は、これまでは「代行メリット」があったため、利差益等により賄うことができたが、利差益の縮小や利差損の発生により、積立不足が発生し始めた。

③ 企業経営への影響

- ・企業会計基準の見直しにより代行部分も含めた年金債務が母体企業の財務諸表で認識されるようになり、この影響を受ける大企業を中心とする上場企業で「代行返上」が進んだ。この結果、現在では、厚生年金基金の大半は中小企業が集まってつくる「総合型」となった。
- ・総合型基金の母体企業の大半は不況業種であり、積立不足に伴う追加の事業主拠出が企業経営にも影響を与えるようになってきた。

代行割れ基金数及び積立不足額の推移



区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
基金数	1,656	1,357	837	687	658	626	617	608	595	577
加入者数(万人)	1,039	835	615	531	522	478	466	456	447	437
代行割れ基金数	610	262	175	24	19	161	478	242	213	287
加入者数(万人)	429	195	118	13	9	112	356	174	146	187
積立不足額の総額(億円)	21,202	6,666	3,993	428	406	4,320	26,507	7,702	6,289	11,100

※ 厚生労働省調べ。

※ 平成23年度の数値は速報ベースであり修正があり得る。

代行割れ基金の現状①

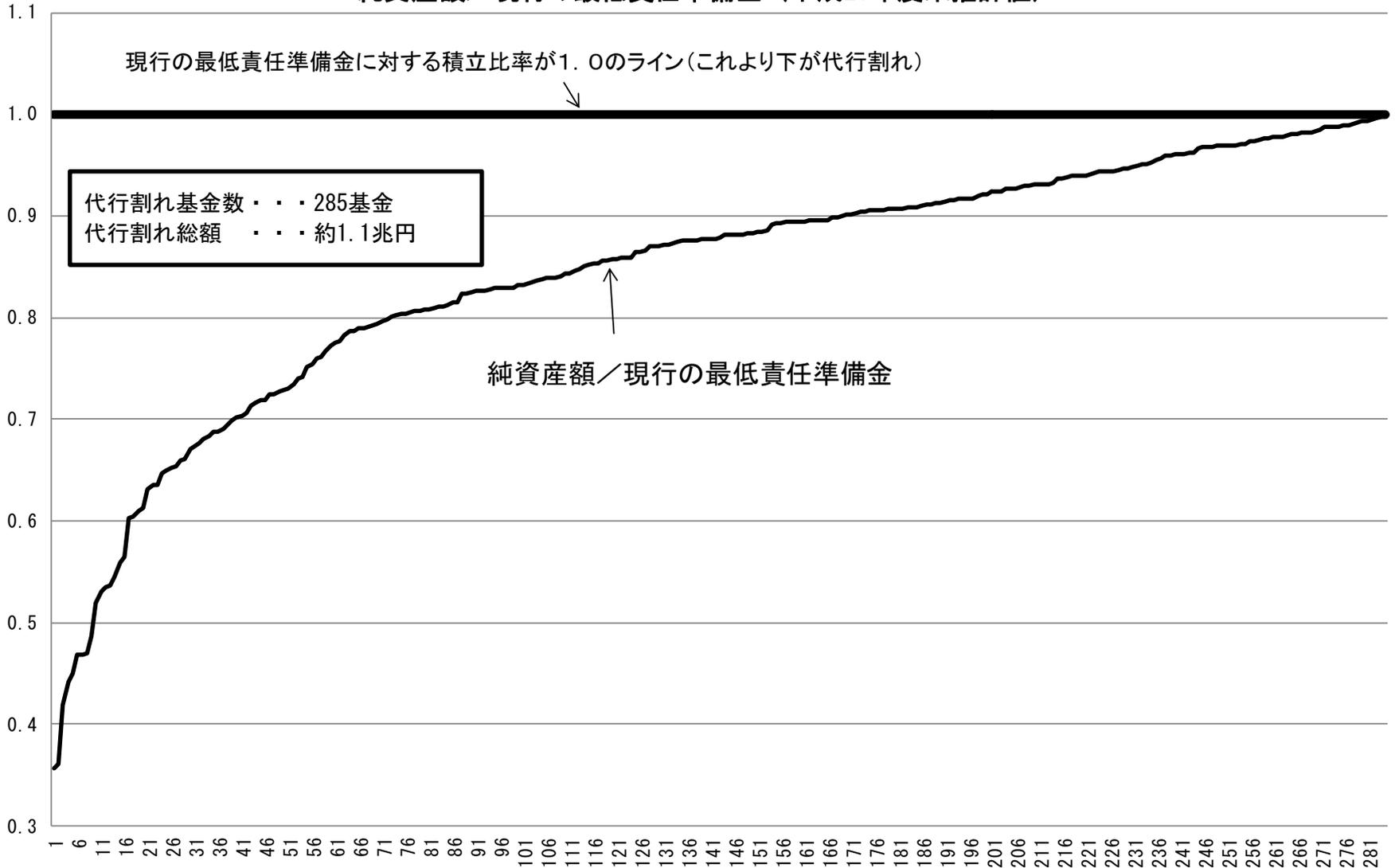
純資産額／現行の最低責任準備金（平成23年度末推計値）

現行の最低責任準備金に対する積立比率が1.0のライン（これより下が代行割れ）

代行割れ基金数・・・285基金
代行割れ総額・・・約1.1兆円

純資産額／現行の最低責任準備金

最低責任準備金に対する積立比率



代行割れ基金（代行返上中の基金を除く285基金）を積立水準の低い順に左から並置

代行割れ基金の現状②

平成23年度末における業種別の代行割れの状況
(速報値)

業種	基金数	うち 総合型	代行 割れ 基金数		うち 総合型	代行 割れ額 (億円)	
			(割合)				
機械・金属製造	90	73	42	(47%)	40	1,900	1,900
金融	7	5	0	(0%)	0	0	0
卸売・小売	80	67	32	(40%)	30	1,000	1,000
繊維業	13	13	13	(100%)	13	600	600
食料品・飲料	33	25	14	(42%)	14	300	300
建設	62	59	45	(73%)	44	1,100	1,100
運輸	51	46	44	(86%)	42	2,700	2,600
その他	52	37	21	(40%)	21	500	500
その他製造	52	45	28	(54%)	28	1,400	1,400
サービス	60	49	21	(35%)	20	400	300
石油	18	18	16	(89%)	16	800	800
電設・電気工事	15	15	8	(53%)	8	300	300
医療・福祉	37	36	3	(8%)	3	100	100
情報・通信	7	6	0	(0%)	0	0	0
計	577	494	287	(50%)	279	11,100	10,900

※1 当該数値は決算確定前のものであり、修正等があり得る。

※2 平成23年度末時点のAIJ投資顧問への投資分は全額毀損したものと計上。

代行割れ基金の現状③

平成23年度末における加入員規模別の代行割れの状況
(速報値)

加入員規模 (万人)	基金数		代行割れ (割合)		代行割れ額 (億円)		
		うち 総合型	基金数		うち 総合型		
2.0 ~		35	31	13 (37%)	13	2,200	2,200
1.8 ~ 2.0		5	5	3 (60%)	3	100	100
1.6 ~ 1.8		4	4	2 (50%)	2	100	100
1.4 ~ 1.6		12	11	4 (33%)	4	300	300
1.2 ~ 1.4		18	17	7 (39%)	7	400	400
1.0 ~ 1.2		26	23	11 (42%)	11	1,000	1,000
0.8 ~ 1.0		43	43	18 (42%)	18	1,200	1,200
0.6 ~ 0.8		82	80	48 (59%)	48	2,000	2,000
0.4 ~ 0.6		111	99	64 (58%)	64	1,700	1,700
0.2 ~ 0.4		159	145	90 (57%)	89	1,700	1,600
0.0 ~ 0.2		82	36	27 (33%)	20	400	300
計		577	494	287 (50%)	279	11,100	10,900

※1 当該数値は決算確定前のものであり、修正等があり得る。

※2 平成23年度末時点のAIJ投資顧問への投資分は全額毀損したものと計上。

代行割れ基金の現状④

平成23年度末における成熟度別の代行割れの状況
(速報値)

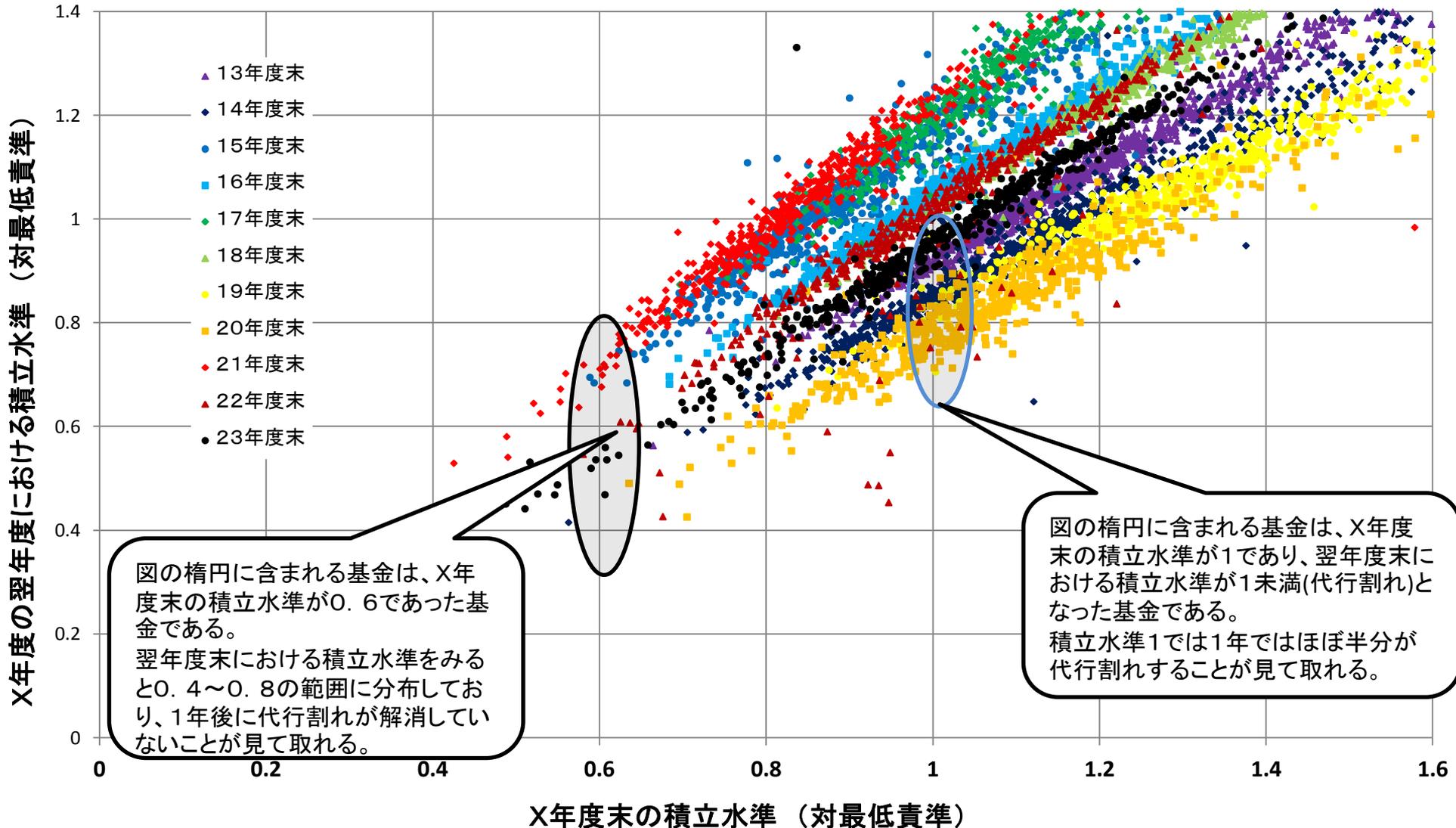
成熟度 (受給者数/加入員数)	基金数		代行割れ基金数 (割合)		代行割れ額 (億円)		
		うち 総合型				うち 総合型	
2.0 ~	13	11	12	(92%)	11	600	500
1.8 ~ 2.0	5	4	5	(100%)	4	300	200
1.6 ~ 1.8	9	8	9	(100%)	8	400	300
1.4 ~ 1.6	17	13	15	(88%)	13	600	600
1.2 ~ 1.4	33	31	26	(79%)	24	1,000	1,000
1.0 ~ 1.2	58	49	45	(78%)	45	2,200	2,200
0.8 ~ 1.0	100	96	73	(73%)	73	3,200	3,200
0.6 ~ 0.8	116	107	63	(54%)	63	2,500	2,500
0.4 ~ 0.6	127	111	30	(24%)	30	400	400
0.2 ~ 0.4	77	54	8	(10%)	8	0	0
0.0 ~ 0.2	22	10	1	(5%)	0	0	0
計	577	494	287	(50%)	279	11,100	10,900

※1 当該数値は決算確定前のものであり、修正等があり得る。

※2 平成23年度末時点のAIJ投資顧問への投資分は全額毀損したものと計上。

代行割れのリスクと積立水準①

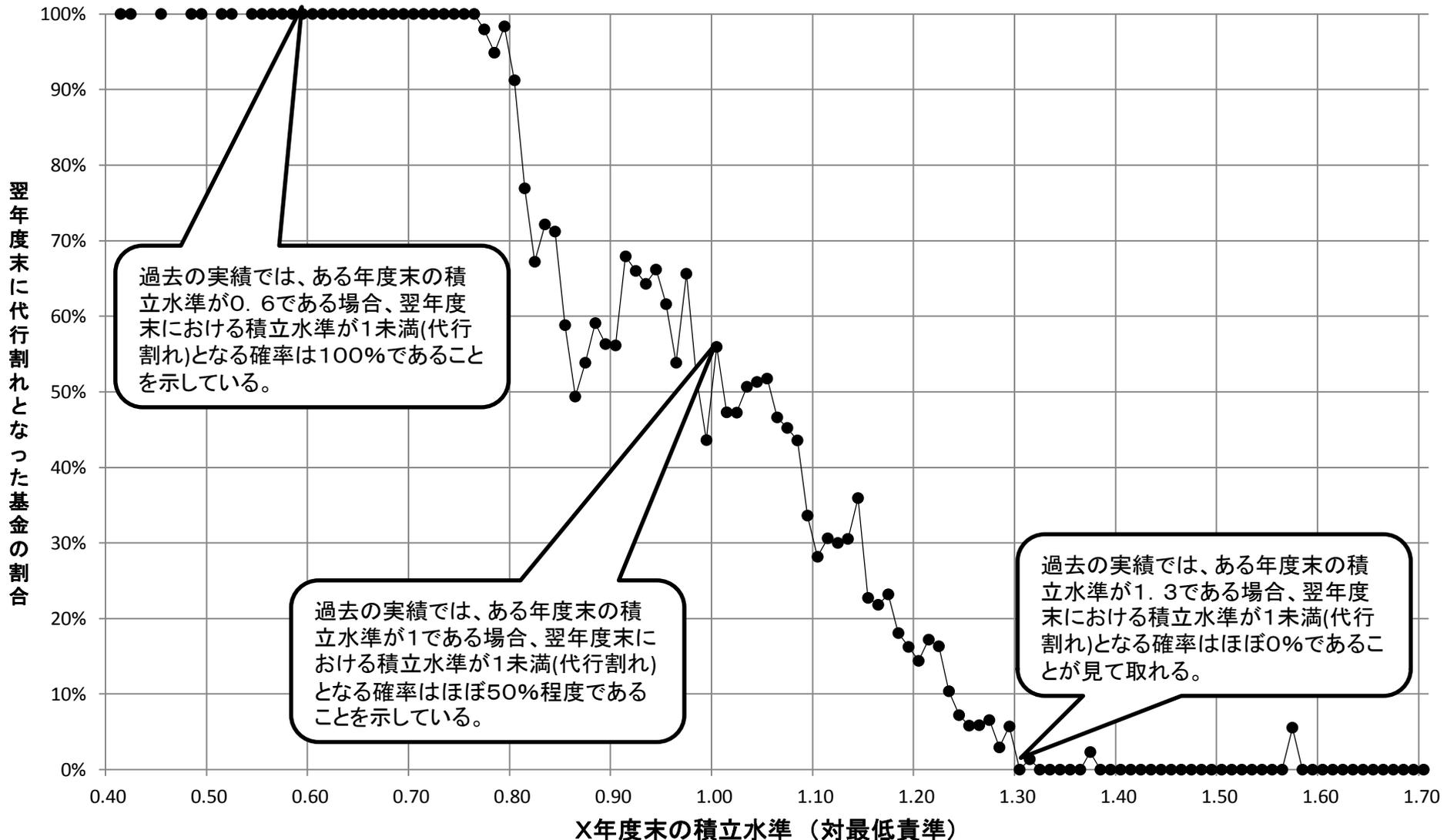
積立比率の1年間の変動状況(平成12年度以降の実績データ)



※平成12年~23年度の各基金の決算データ(平成23年度は見込み)による。

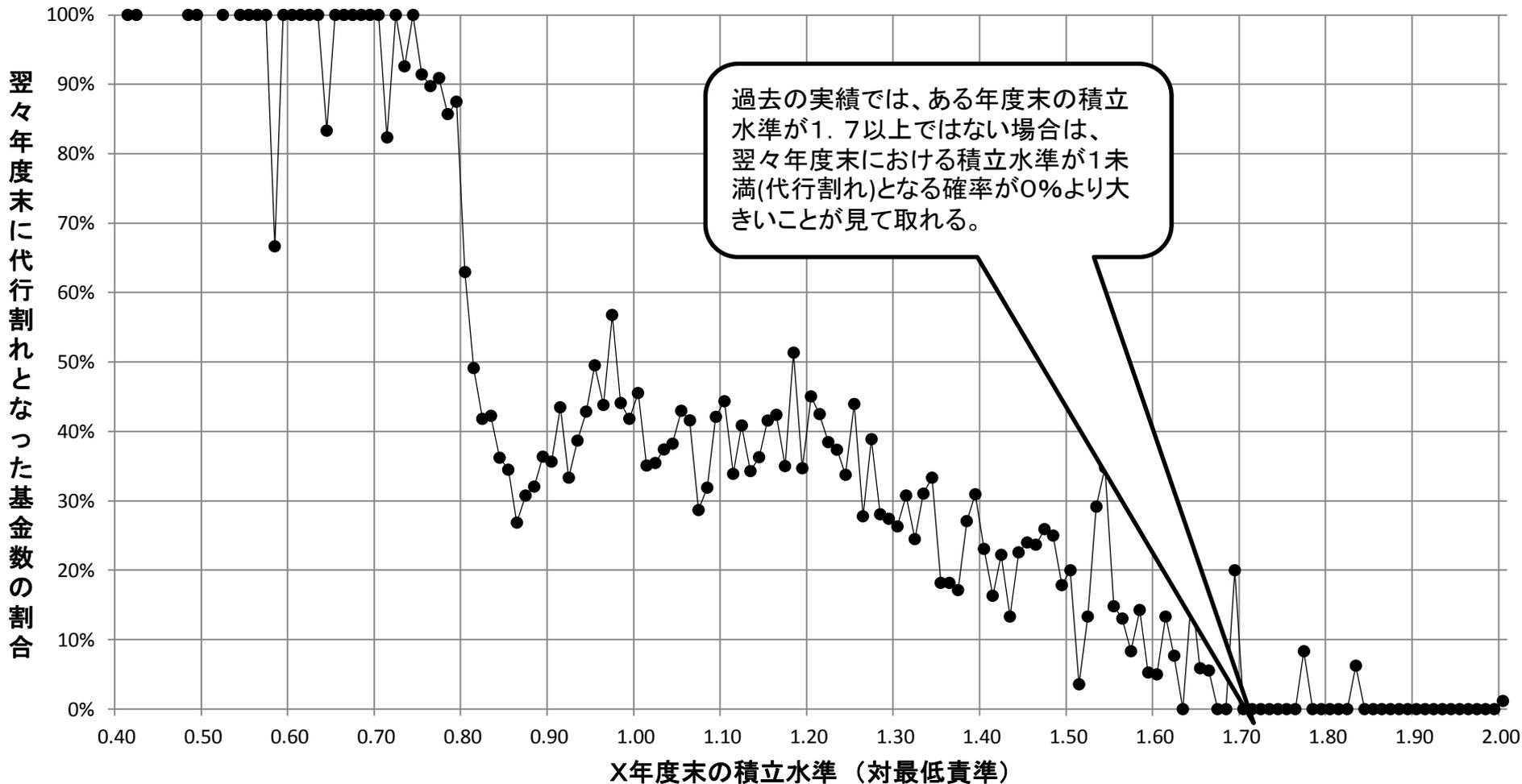
代行割れのリスクと積立水準②

○ 過去の基金の実績データを分析すると、1年間の運用環境の変化で代行割れとならないための最低ラインは、最低責任準備金の1.3倍以上となっている。



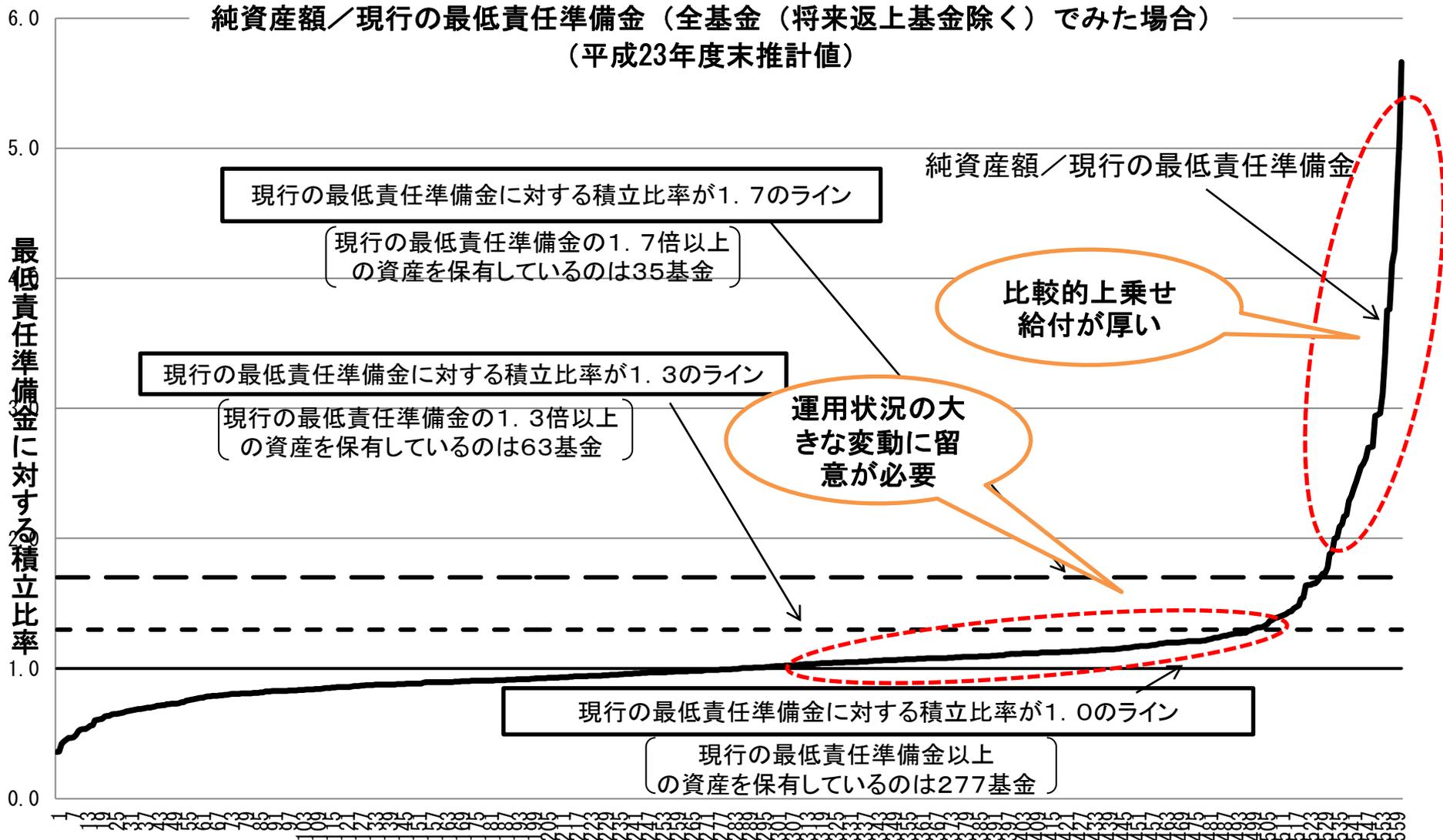
代行割れのリスクと積立水準③

○ 過去の基金の実績データを分析すると、2年間の運用環境の変化で代行割れとならないための最低ラインは、最低責任準備金の1.7倍以上となっている。



厚生年金基金全体の積立状況

純資産額／現行の最低責任準備金（全基金（将来返上基金除く）でみた場合）
（平成23年度末推計値）



※ 最低責任準備金の1.3倍以上の積立金を保有していれば、1年後に代行割れしている確率はほぼゼロであり、1.7倍以上の積立金を保有していれば、2年後に代行割れしている確率はほぼゼロである。

厚生年金基金(代行返上中の基金を除いた562基金)を積立水準の低い順に左から並置

厚生年金基金(基金数、加入員数)の推移

月末終値の日経平均の最高値
38,916円

最大国債利回り: 8.11%

最大基金数: 1888基金

年度末の最大組合員数
1225万人

- 日経平均
- - - 10年国債利回り
- 現存基金数
- (総合型基金数)
- 加入員数
- - - (総合型加入員数)

平成23年度末
437万人

平成23年度末
577基金

平成23年度末
10,084円

平成23年度末
0.99%

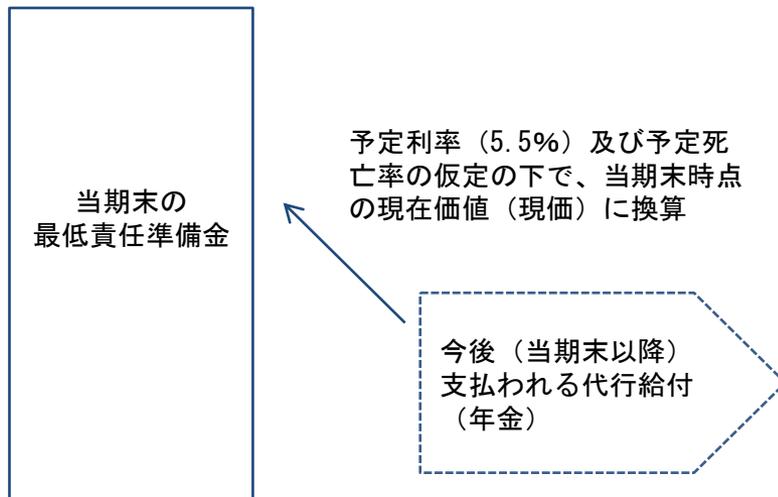
1967 1969 1971 1973 1975 1977 1979 1981 1983 1985 1987 1989 1991 1993 1995 1997 1999 2001 2003 2005 2007 2009 2011

最低責任準備金の考え方

- 最低責任準備金とは、基金が解散するときに、国に返還しなければならない積立金の額。
代行部分の給付義務は最終的には国に引き継がれる。
- 最低責任準備金の考え方・計算方法は平成11年10月を境に大きく変化。
現在、基金が積み立てている最低責任準備金は、将来の給付とはリンクしない国からの預かり金としての性格が強まっている。

～平成11年9月 将来法(過去期間代行給付現価)

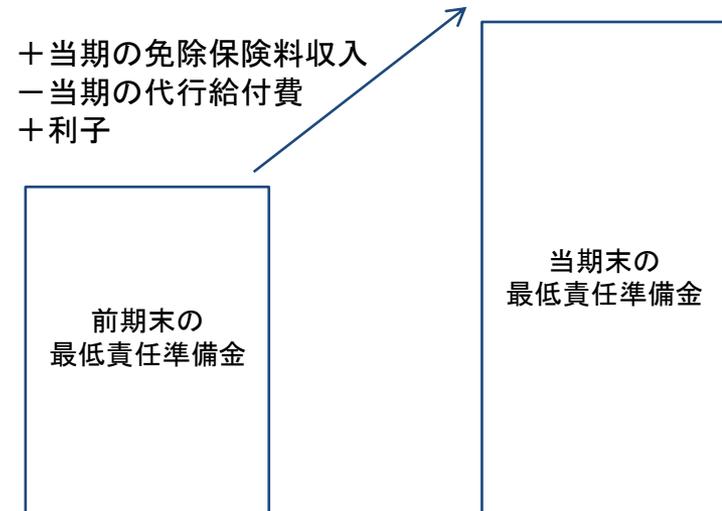
- ◇ 受給者等及び加入者のこれまでの加入期間に見合う代行給付を賄うために必要な積立金の額に相当。
- ◇ 予定利率は5.5%、予定死亡率は計算時点における仮定が用いられていた（現価率は厚生大臣が告示）



※ 受給者等及び加入者の過去の加入期間分

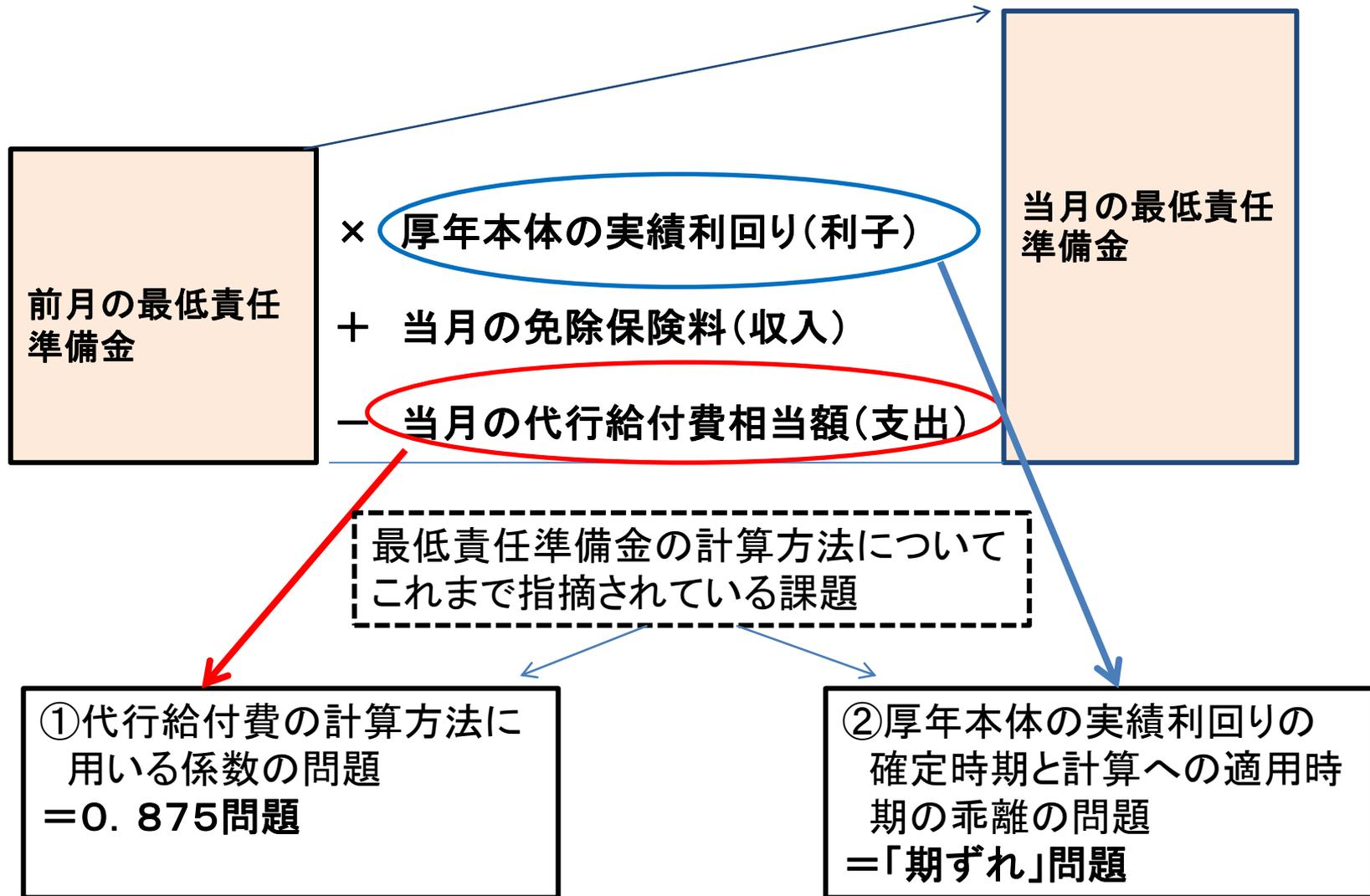
平成11年10月～ 過去法(元利計算方式)

- ◇ 仮に代行が行われていなかったとした場合に厚生年金本体に積み立てられていた額に相当。
- ◇ 免除保険料から代行給付費を差し引いた残りに付利したもの。国から基金が預かった預り金の性格。



※ 免除保険料のほか代行部分に係る給付現価負担金も算入。

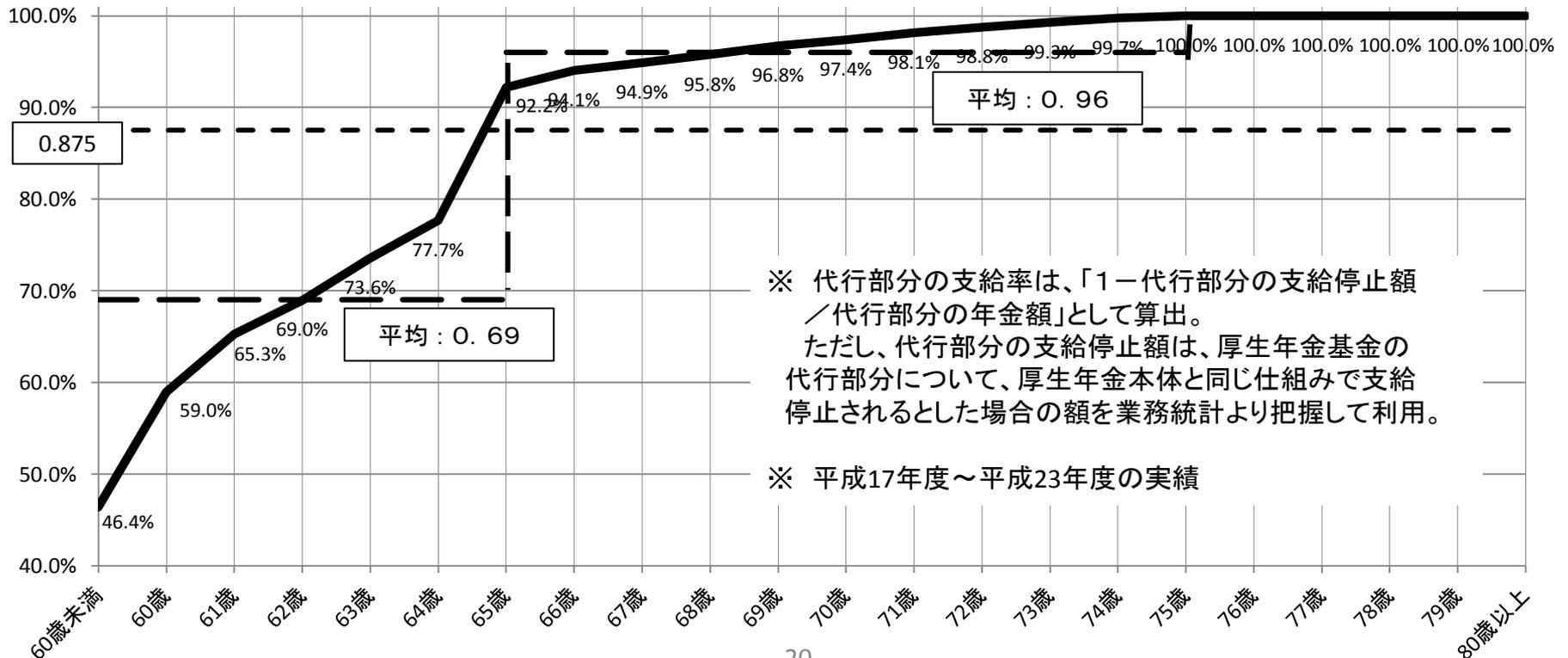
最低責任準備金の計算方法をめぐる課題



最低責任準備金の計算方法をめぐる課題－0.875問題－

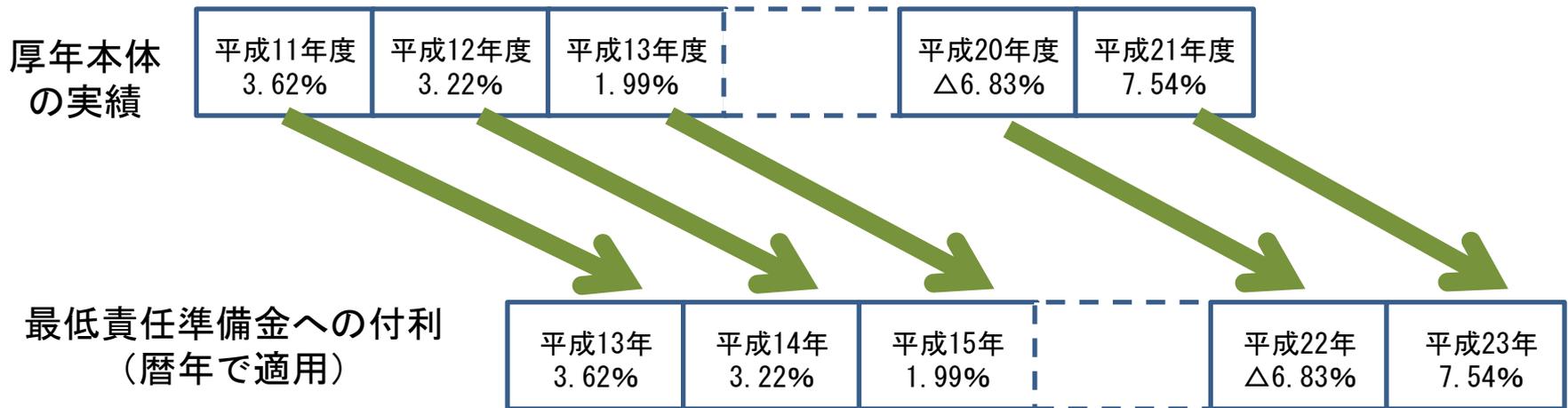
- 代行給付は厚生年金の一部であるため、在職中の受給者には一定の支給停止がある。
- 代行給付費を計算する際に在老支給停止分を簡便法で推計する係数として、現在、一律に0.875という係数が用いられている。平成16年改正の際、データを収集・分析して、この係数の在り方について検討することとされた。
- 平成17年度以降の実績データを見ると、全年齢平均では概ね0.875となっているが、年齢別に見ると65歳前後、75歳前後で差があり、高齢の受給者の多い基金では、代行給付費が過小評価（＝最低責任準備金が過大評価）となっている可能性がある。

代行部分の支給率(0.875に該当する率)の実績(年齢別)



最低責任準備金の計算方法をめぐる課題－「期ずれ」問題－

- 最低責任準備金の計算に用いる利率は、厚生年金本体の実績運用利回りを用いているが、基金の解散時点では当該年度の実績が確定していない場合がある。
(例えば、平成23年4月の時点では平成23年度の実績は確定していない。)
- このため、現行では、当年(暦年)の最低責任準備金を計算する際に、前々年度の運用実績を用いるという方法をとっており、時期のずれが生じている。



- ※例えば、平成13年の各月の最低責任準備金を計算する際に用いる厚生年金本体の実績利回りは、平成11年度の実績(3.62%)となる。
- ※一方、事後的に確定する平成13年度の厚生年金本体の実績利回り(翌年度の8月に確定)は1.99%であり、乖離が生じている。

最低責任準備金の計算方法をめぐる課題－「期ずれ」問題－

- 最低責任準備金の額に対する「期ずれ」の影響は、仮に期ずれのない利率で付利した場合に比べて、プラスにもマイナスにも働く可能性がある。
- 過去の状況を見ると、平成14・15年度、19～21年度、23年度は、期ずれの影響が比較的大きく、期ずれのない利率で計算した方が最低責任準備金の額は低くなる。逆に、平成17・18年度のように期ずれのない利率で計算した方が高くなる場合もある。

